

健康保険被保険者資格証明書の交付制度に関する周知について －当局の調査結果及び行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

北海道管区行政評価局は、次の行政相談を受け、実情を調査するとともに、行政苦情救済推進会議（座長：弁護士 曾根 理之^{そね まさゆき}）に諮り、同会議の意見を踏まえ、本日、日本年金機構北海道地域部に対して、改善に向けたあっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

新たに従業員を雇用した際、健康保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を年金事務所に提出してから健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）が事業主に届くまで約 2 週間を要している。

この間に医療機関を受診しなければならない従業員などから早く被保険者証を交付してほしいと要求されることがある。

最近になって、被保険者証が届くまでの間に医療機関を受診する場合は、年金事務所から被保険者証の代わりとして使える健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付してもらえることを知ったが、これまで年金事務所からこのような制度があることについて説明を受けたことはない。資格証明書の交付について、積極的に周知すべきではないか。

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

- ① 被保険者証が交付されるまでに 2 週間程度を要するという現状においては、被保険者証が届くまでの間に医療機関を受診し、一旦医療費の全額を支払うことが負担となる者がいるはずであり、そのような者にとって資格証明書の交付は必要と考えられる。
- ② 資格証明書の交付は健康保険法施行規則で定められた制度であることから、周知すべきである。
- ③ 北海道外では、被保険者証の交付を行う全国健康保険協会（以下「協会けんぽ」という。）の支部の広報紙で資格証明書について周知している例もあり、当該地域では、日本年金機構地域部と協会けんぽ支部とが連携を図っていると考えられる。日本年金機構北海道地域部と協会けんぽ北海道支部との間でも、周知の実施主体や周知内容について、協議、検討すると良いのではないかと。

【日本年金機構北海道地域部に対するあっせん要旨】

日本年金機構北海道地域部は、資格証明書の交付制度について、被保険者証の交付を行う協会けんぽ北海道支部と連携し、的確かつ効果的な周知方法や内容を検討し、周知を図るとともに、被保険者証交付手続中の受診に関する問合せに対しては、療養費の支給制度（注）のほか、資格証明書の交付制度の説明も行うことについて、年金事務所等に徹底する必要がある。

（注） やむを得ない事情で被保険者証が手元にない場合等に、一旦医療費の全額を支払い、後日協会けんぽに療養費の支給を申請することで一部負担金を除いた額が支給される制度

当局の調査結果

1 制度の概要

- 協会けんぽが管掌する健康保険の適用事業所の従業員は、適用事業所の事業主が日本年金機構に対して資格取得届を提出し、日本年金機構において被保険者資格の取得確認が行われることにより、雇用された日から被保険者資格を有効に取得する。
- しかしながら、適用事業所の事業主が資格取得届を提出してから事業主に被保険者証が送付されるまでには、日本年金機構の事務センターで資格取得届の内容審査やデータ入力を行い被保険者資格の取得を確認した後、協会けんぽにおいて、被保険者のデータを受信し被保険者証の作成・発送を行うため、約 2 週間の期間を要し、この間に従業員等が医療機関を受診しようとする場合は、被保険者証を医療機関に提出できない。
- このため、健康保険法施行規則では、被保険者証の交付が行われるまでの間に被保険者証に代えて医療機関に提出し、療養の給付を受けることができる資格証明書を交付する旨を規定。資格証明書は、事業主又は被保険者からの申請に基づき、日本年金機構から交付
- 資格証明書は、被保険者資格の取得確認を行った後でなければ交付できないが、年金事務所の窓口で資格取得届と資格証明書交付申請書を同時に提出した場合は、年金事務所において、資格取得届の内容審査やデータ入力等、被保険者資格の取得確認に係る一連の処理を行った上で資格証明書を交付しており、これによると、早ければ、交付申請書の受付当日に資格証明書の交付が可能

2 資格証明書の交付に係る周知状況等

- 日本年金機構では、資格証明書の交付に係る周知については、機構ホームページへの掲載のみ。例えば、新規適用事業所の事務担当者向けの事務の手引きなどにも、資格証明書の交付については記載なし
- また、日本年金機構北海道地域部では、「被保険者証交付手続中に病院を受診したい」との問合せに対し、年金事務所や事務センターでは、医療機関窓口で一旦医療費の全額を支払い、被保険者証交付後に協会けんぽに対し療養費の支給申請を行う旨と併せて資格証明書の交付制度についても説明しているが、必ずしも徹底しているとは言えないとしている。
- 被保険者証の交付を行う協会けんぽ北海道支部に平成 27 年度に寄せられた苦情・問合せ等のうち、被保険者証に関するものは 8,685 件で、このうち「被保険者証はいつ頃交付されるのか」など手続の進捗状況に関する問合せは 4,010 件。これに関連し、「被保険者証の交付手続中に病院を受診したい」といった問合せも寄せられている状況
- 協会けんぽ北海道支部では、資格証明書の交付事務は日本年金機構が行っているため、

日本年金機構の了解を得ていない現状では、資格証明書制度の周知は困難と認識

このため、「被保険者証交付手続中に病院を受診したい」との問合せに対しても、医療機関窓口で一旦医療費の全額を支払い、被保険者証交付後に療養費の支給申請を行うよう説明

- しかしながら、協会けんぽ北海道支部では、被保険者にとってのメリットやサービス向上等の観点から、日本年金機構の了解が得られるのであれば資格証明書の交付について周知を図るべきであり、周知方法として、日本年金機構が事業主宛てに送付する社会保険料の納入告知書に同封している協会けんぽの広報紙、登録会員向けのメールマガジン、新規適用事業所の事務担当者研修会の場合などの活用が可能との見解
- 北海道外の協会けんぽの支部では、社会保険料の納入告知書に同封している支部の広報紙において、資格証明書の交付について記載し、周知を行っている例あり

【行政苦情救済推進会議とは】

- 行政苦情救済推進会議は、総務省に寄せられた行政に関する苦情のうち、判断の難しい問題や地域で重要な問題等の改善方策等について、高い識見を有する公正な第三者による意見を反映させることにより、国民的立場に立って問題の的確かつ効果的な改善を推進することを目的として、総務省本省及び全国12か所の管区行政評価局・行政評価事務所に設置
- 北海道管区行政評価局では、昭和56年8月から開催

〔行政苦情救済推進会議の構成メンバー〕

座長 曾根理之（弁護士）

中田和子（北海道女性団体連絡協議会会長）

森 恵美子（北海道行政相談委員連合協議会会長）

原田伸一（札幌大谷大学社会学部非常勤講師）

神谷章生（札幌学院大学法学部教授）

宮脇 淳（北海道大学大学院法学研究科教授）

西田史明（札幌商工会議所中小企業相談所副所長）

（問合せ先）

北海道管区行政評価局 行政相談部

行政相談課長 すみ 角 よしのり 佳典

電話：011-709-1803（直通）

FAX：011-709-1842

E-mail：hkd32@soumu.go.jp